

# 子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）抜粋

内閣府・文部科学省・厚生労働省資料



## 子ども・子育て支援新制度のポイント

事業者の皆さまが、「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる6つのポイントをまとめました。



### 1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。



### 2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。



### 3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。



### 4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

※現在、市町村と制度的な関係がない私立幼稚園が、新制度に円滑に移行できるよう、私立幼稚園と市町村との関係構築が重要となります。



### 5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

※幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源確保を目指します。



### 6 平成27年4月からスタートします。

# 施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

## 子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化します。



### POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
<b>1号認定子ども</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
<b>2号認定子ども</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
<b>3号認定子ども</b> 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

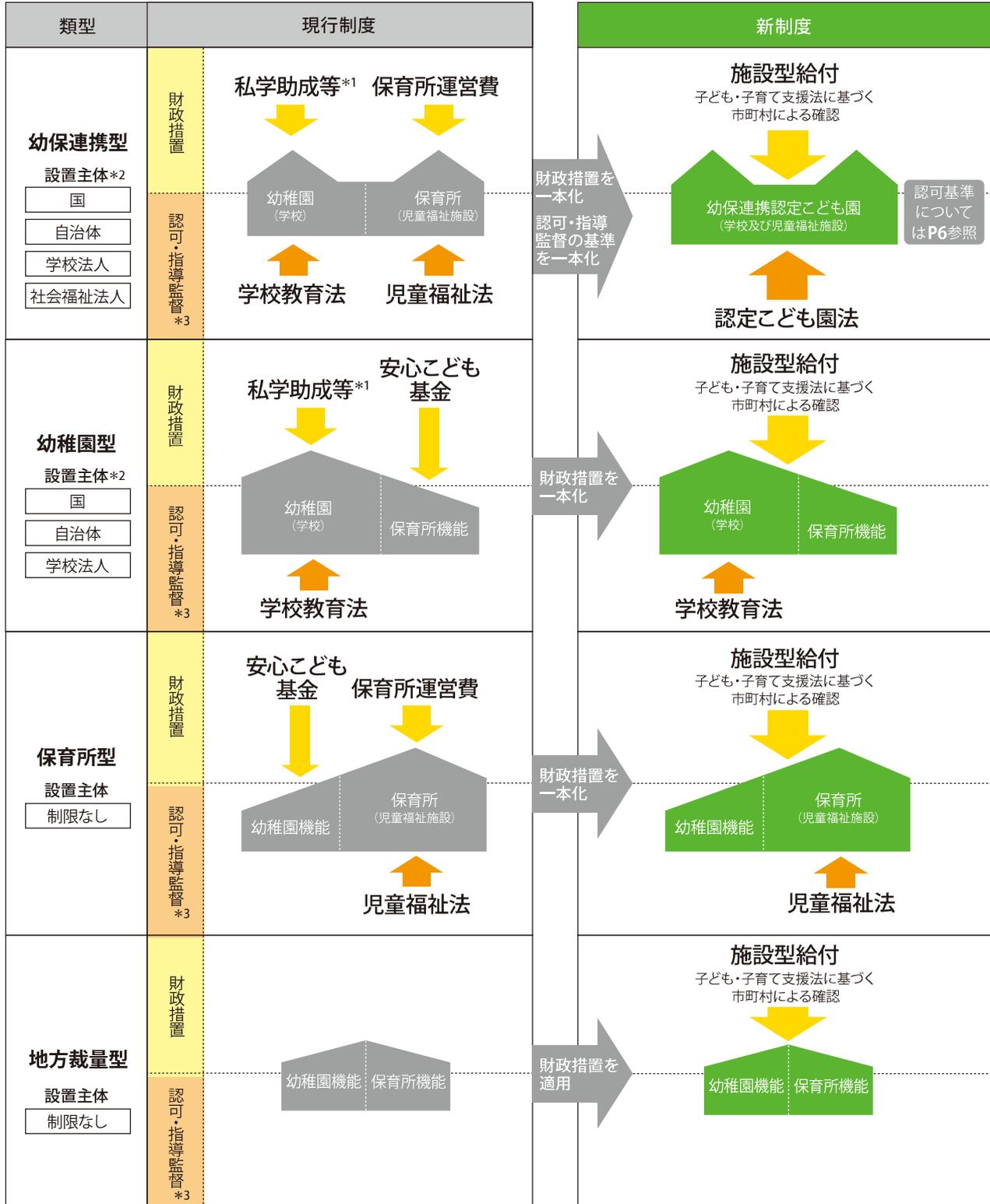
\*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

# 認定こども園4類型の比較

認定こども園への財政措置や認可・指導監督の変更点について4類型毎に紹介します。

- 認定こども園法の改正により、新たな「幼保連携型認定こども園」は「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として創設されます。
- 財政措置は、共通の「施設型給付」で一本化し、市町村が子ども・子育て支援法に基づき、給付を行います。

## ■認定こども園4類型毎の比較



\*1 就園奨励費、私学助成(一般補助、預かり保育推進経費、特別支援教育経費)等。  
 \*2 宗教法人立や個人立等(いわゆる附則6条園)も、一定の要件の下、設置主体になることができます。  
 \*3 認定こども園の認可・認定基準は、各都道府県条例等により定められます。

※平成26年4月時点で、認定こども園の合計件数は1,359件。

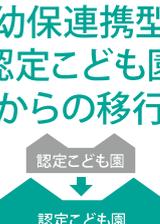
# 幼保連携型認定こども園の認可基準

幼保連携型認定こども園の認可基準に関する基本的な考え方や、主な基準を紹介します。

## ■基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とします。
- 既存施設（幼稚園、保育所、認定こども園）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設けます。
- 法施行までに現行制度の認定を受けた幼保連携型認定こども園については、施行日の前日までに別段の申出をしない限り、新しい幼保連携型認定こども園としてのみなし認可を受けることとなり、「設備等」については、現行基準を適用します。

## ■設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
 <p>新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ</li> </ul>	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置</li> <li>●職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1*1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 ※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含みます（経過措置有り）。</li> </ul> <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者</li> <li>●上記と同等の資質を有する者（設置者が判断する際の指針を示す）</li> </ul> <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）</li> <li>●居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）</li> </ul> <p>〈園庭（屋外遊戯場、運動場）*2の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どものみについて保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とします。</li> </ul> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断）</li> <li>●原則自園調理（満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可）</li> </ul>
 <p>既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける</li> <li>●確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す</li> <li>●施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する</li> </ul>	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所からの移行▶保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可</li> <li>●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所からの移行▶保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可</li> <li>●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可</li> </ul>
 <p>法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける（法律の附則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準）によることを認める</li> <li>●設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）</li> </ul>

\*1 質の改善事項として、公定価格において3歳児（1号認定子どもの場合満3歳児を含む）20:1→15:1への配置改善を実施します。

\*2 名称は「園庭」とします。

# 地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

## ■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

### 小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6~19人

### 家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

### 事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども+  
地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

### 居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

# 地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定します。

**A型**: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
 小規模 保育事業	A型	保育所の配置基準+ 1名	保育士	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3	
	B型	保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士 ※保育士以外には研修を実施します。		0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡
	C型	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*1		0~2歳児: 1人当たり3.3㎡
 家庭的 保育事業	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*1 (+家庭的保育補助者)*2	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡		
 事業所内 保育事業	定員20名以上… 保育所の基準と同様 定員19名以下… 小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
 居宅訪問型 保育事業	0~2歳児 1:1	家庭的保育者*1	—	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めます。

・連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けます。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けます。

参考

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-----	---	--

※ 1 家庭的保育者: 必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※ 2 家庭的保育補助者: 必要な研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者

# 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する以下の事業です。その概要は以下の通りです。

※国・都道府県は子ども・子育て支援法に基づき、これらの事業（妊婦健診を除く。）費用に充てるための交付金を交付することができます（費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3）。

事業名	概要
<p>【新規事業】</p> <p><b>利用者支援事業</b></p> <p>詳細は P15 参照</p>	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p>
<p><b>一時預かり事業</b></p> <p>詳細は P16 参照</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p> <p>※幼稚園が行う預かり保育は、新たな事業類型（幼稚園型）に再編。</p>
<p><b>放課後児童クラブ</b></p> <p>（放課後児童健全育成事業）</p> <p>詳細は P17 参照</p>	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業</b></p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>
<p><b>妊婦健康診査</b></p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p>
<p><b>乳児家庭全戸訪問事業</b></p>	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p>
<p><b>養育支援訪問事業</b></p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p>

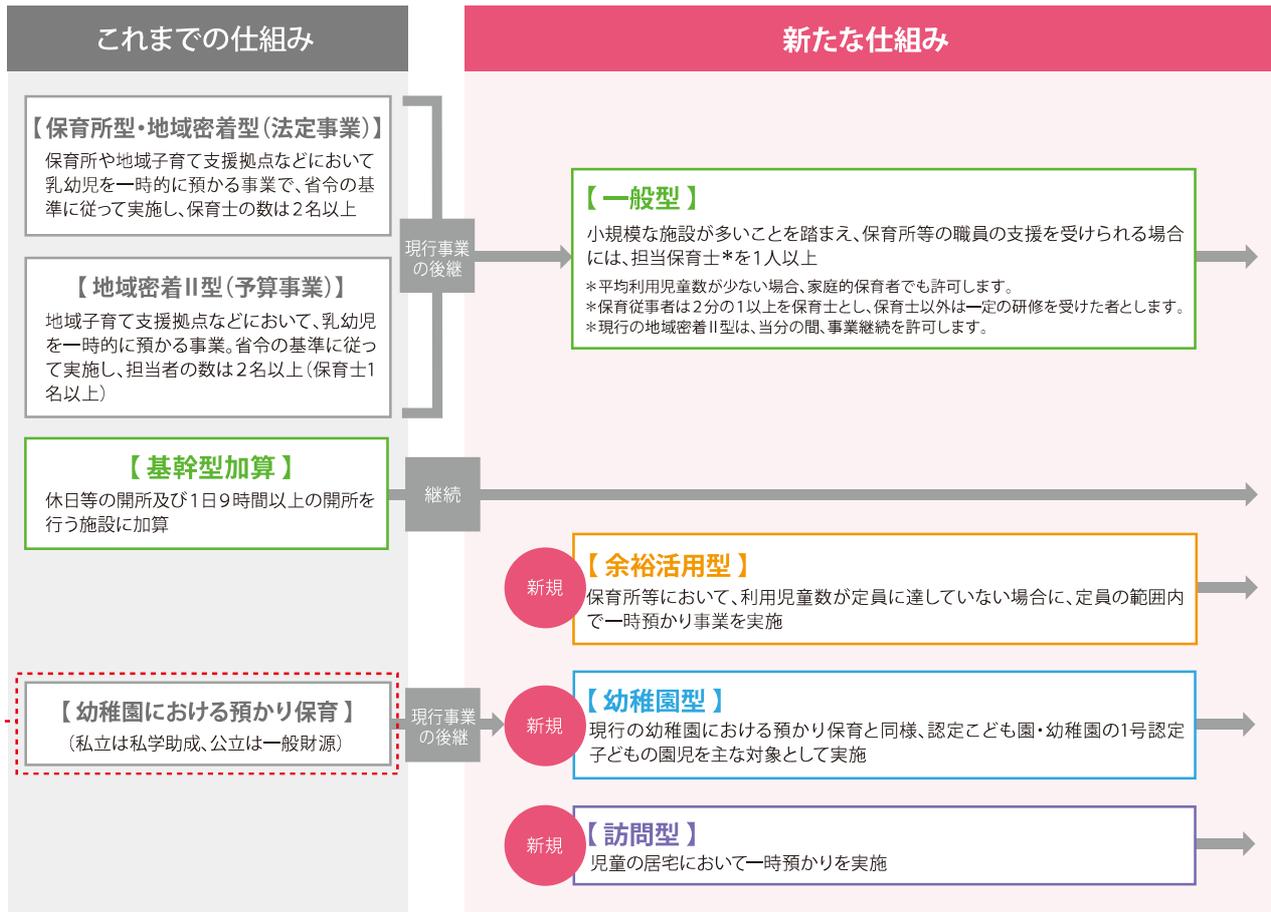
事業名	概要
<p><b>子どもを守る 地域ネットワーク 機能強化事業</b> (その他要保護児童等の 支援に資する事業)</p>	<p>要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。</p>
<p><b>子育て 短期支援事業</b></p>	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。</p>
<p><b>ファミリー・サポート・ センター事業</b> (子育て援助活動支援事業)</p>	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p>
<p><b>延長保育事業</b></p>	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。</p>
<p><b>病児保育事業</b></p>	<p>病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。</p>
<p>【新規事業】 <b>実費徴収に係る 補足給付を行う事業</b></p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</p>
<p>【新規事業】 <b>多様な主体が本制度に 参入することを 促進するための事業</b></p>	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。</p>

# 一時預かり事業

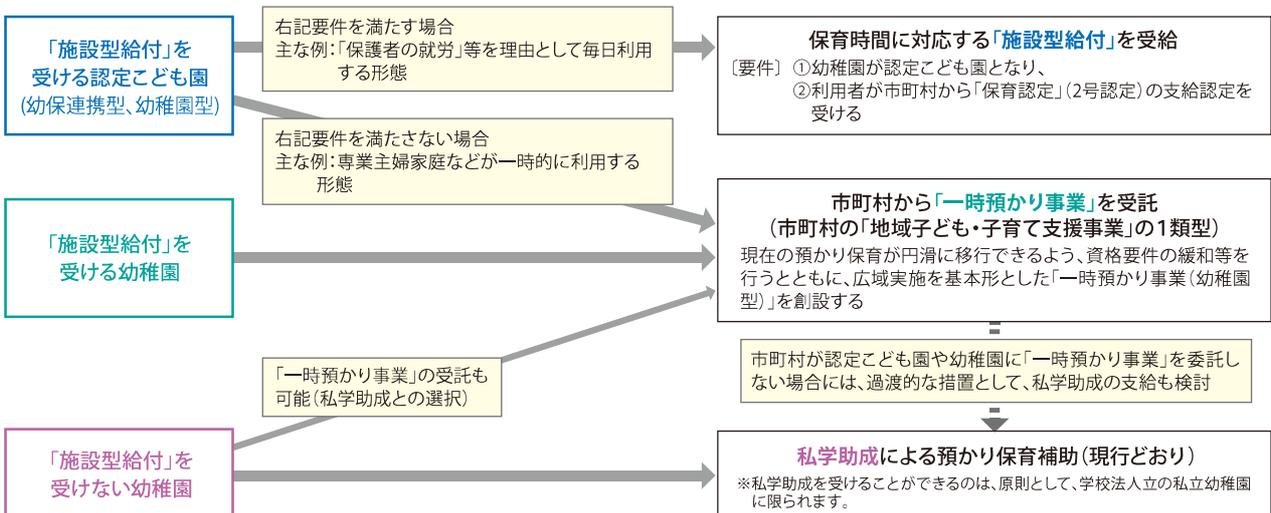
地域子ども・子育て支援事業の一つ、一時預かり事業について詳しく紹介します。

## ■事業形態

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。事業の普及を図るため事業類型等を見直し、一般型(基幹型加算)、余裕活用型、幼稚園型、訪問型の4形態に再編します。



**POINT** 「幼稚園における保育」の新制度における取扱いについては、次の表を参考にしてください。



# 放課後児童クラブの基準

児童福祉法の改正により、「放課後児童クラブ」の設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることとなりました。この基準の基となる平成26年4月に公布された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)の主だった内容を紹介します。

※「職員」のみが従うべき基準であり、他の事項は参酌すべき基準となっています。

## 支援の目的

支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うこととします。

## 設備

専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。

## 職員

放課後児童支援員\*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします(うち1人を除き、補助員の代替が可能です)。

## 児童の集団の規模

一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下とします。

## 開所時間

- ①土、日、長期休業期間等(小学校授業の休業日)は、原則1日につき8時間以上とします。
  - ②平日(小学校授業の休業日以外の日)は、原則1日につき3時間以上とします。
- 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定めることとします。

## 開所日数

原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定めることとします。

## その他

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについても定めることとします。

\*放課後児童支援員とは、保育士、社会福祉士等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者です。  
なお、平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了予定の者を含みます。

## 「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定



## 子ども・子育て支援新制度による子育て支援の場の広がり

○ 子ども・子育て支援新制度により、すべての小学校就学前の子どもを対象とする保育や子育て支援の場が広がる。

